

認知症施策のこれまでの主な取組

平成 12 年	介護保険法を施行 ・認知症に特化したサービスとして、認知症グループホームを法定 ・介護保険の要介護(要支援)認定者数は、制度開始当初 218 万人 ・要介護となった原因の第 1 位は認知症
平成 16 年	「痴呆」→「認知症」へ用語を変更
平成 17 年	「認知症サポーター」の養成開始
平成 26 年	認知症サミット日本後継イベントの開催
平成 27 年	関係 12 省庁で新オレンジプランを策定(平成 29 年 7 月改定)
平成 29 年	介護保険法の改正 新オレンジプランの基本的な考え方として、介護保険法上、以下の記載が新たに盛り込まれた。 ・認知症に関する知識の普及・啓発 ・心身の特性に応じたりハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進 ・認知症の人及びその家族の意向の尊重 等
平成 30 年 12 月	認知症施策推進関係閣僚会議を設置
令和元年 6 月	認知症施策推進大綱が関係閣僚会議にて決定。
令和 2 年	介護保険法の改正 ・国・地方公共団体の努力義務を追加(介護保険法第 5 条の 2) ・「認知症」の規定について、最新の医学の診断基準に即し、また、今後の変化に柔軟に対応できる規定に見直す。
令和 4 年 12 月	認知症施策推進大綱中間評価
令和 5 年 6 月	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」成立
令和 5 年 9 月	「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」設置
令和 6 年 1 月	「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行
令和 6 月 12 月	「認知症施策推進基本計画」閣議決定